

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）一部抜粋

（地方精神保健福祉審議会）

第9条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方精神保健福祉審議会」という。）を置くことができる。

2 地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。

3 前二項に定めるもののほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（指定病院）

第19条の8 都道府県知事は、国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（以下「国等」という。）以外の者が設置した精神科病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設（以下「指定病院」という。）として指定することができる。

（都道府県知事による入院措置）

第29条 都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

4 国等の設置した精神科病院及び指定病院の管理者は、病床（病院の一部について第19条の8の指定を受けている指定病院にあつてはその指定に係る病床）に既に第一項又は次条第一項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合のほかは、第一項の精神障害者を入院させなければならない。

神奈川県精神科病院指定基準

1 目的

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の8の規定により知事が指定を行なうときは、この基準によるものとする。

2 指定基準

- (1) 医療法等各種法令を遵守していること。
- (2) 医師及び看護師等の定数は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（平成8年3月21日厚生省告示第90号）に従うこと。
- (3) 指定病院の医師のうち2名以上は、常時勤務する精神保健指定医であること。
- (4) 精神病床の数が50床以上あること。
ただし、特に指定病院として、指定する必要があると認められる病院にあっては、この限りでないこと。
- (5) 措置入院者に対して精神障害の医療以外の医療を提供するために十分な体制を有する病院であって精神病床を有するものについては、地域において指定する必要があると認められる場合は、精神病床の数が20床以上あること。
その場合、以下の要件を満たすこと。
 - ア 当該病院に内科又は外科を専門とする医師が一名以上配置されていること。
 - イ 一般病床を有しており、必要に応じて身体合併症を有する措置入院患者の入院治療に対応可能な精神科以外の医療体制と連携が確保されていること。
 - ウ 当該病院に救急蘇生装置、除細動器、心電計、呼吸循環監視装置等の身体的医療に必要な機器を設置していること。
- (6) 指定病院の施設は、医療法に定めるものの外、次の基準によらなければならない。
 - ア デイルーム（患者が通常使用する寝室以外の部屋であって、もっぱら患者の談話、娯楽、生活指導等の用に供する室をいう。）及び食堂を有すること。
ただし、相互に兼ねることをさまたげない。
 - イ 保護室（自傷他害のおそれのある患者について、その行動について必要な制限を行なう等医療及び保護を十分に行なうことができる病室をいう。）を適宜の数有すること。
 - ウ 作業療法室、運動場等の作業療法用施設を有すること。
 - エ 患者の緊急避難に支障のない構造であるか又はこれに代わる設備を有すること。
- (7) 精神科病院又は精神科病院以外の病院に設けられている精神病室開設後1年以上を経過し、経営状況が健全であること。
- (8) 精神保健福祉士又はこれに準ずる業務を担当する職員が配置されていること。
- (9) 基準の特例
本基準に達しない場合であっても、特に知事が必要と認めるものについては、この限りでない。
- (10) 指定期限及び更新
指定病院の指定は、原則として3年の期限を付して指定し、3年ごとに見直しを行い、更新する。

3 その他

知事は、指定病院を指定するときは、神奈川県精神保健福祉審議会に諮問し、その答申を踏まえて決定する。

この基準は、平成14年4月1日から適用する。

この基準は、平成20年3月31日から適用する。

この基準は、平成22年12月1日から適用する。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19 条の 8 の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準

(平成 8 年 3 月 21 日厚生省告示第90号)

改正 平成12年12月28日厚生省告示第531号

平成14年 2 月 21 日厚生労働省告示第30号

平成18年 2 月 1 日厚生労働省告示第12号

平成20年 3 月 27 日厚生労働省告示第131号

平成30年 3 月 22 日厚生労働省告示第75号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123 号。以下「法」という。)第19 条の 8 の規定に基づき、厚生大臣の定める指定病院の基準を次のように定め、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。ただし、地域(医療法(昭和23 年法律第205 号)第30 条の 3 第 2 項第 1 号の区域をいう。)において次の基準に適合する複数の精神病院が無い場合にあっては、法第29 条第 1 項の規定により入院する者(以下「措置入院者」という。)に対する医療及び保護のために指定する必要があると認められる精神病院については、第 1 号の基準を適用しないことができるものとし、平成 8 年 3 月 31 日において現に指定病院の指定を受けている精神病院については、平成11 年 3 月 31 日まで、同号の基準を適用しないことができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19 条の 8 の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準

- 1 次の掲げる人員を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること。
 - (1) 医師の数が、入院患者の数を 3 をもって除した数と、外来患者の数を 5 をもって除した数との和が52までの場合にあっては3であり、当該和が52を超える場合にあっては、3に、当該和が52を超えて16 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数以上であること。
 - (2) 医師のうち 2 名以上は、常時勤務する法第18 条第 1 項の規定により指定された精神保健指定医であること。
 - (3) 措置入院者を入院させる病棟において看護を行う看護師及び准看護師の数が、入院患者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。
- 2 精神病床の数が50 床以上であること。ただし、措置入院者に対して精神障害の医療以外の医療を提供するために十分な体制を有する病院であって20 床以上の精神病床を有するものについては、地域において指定する必要があると認められる場合は、この限りでない。
- 3 措置入院者の医療及び保護を行うにつき必要な設備を有していること。

改正文（平成12年12月28日厚生省告示第531号）抄
平成13年1月6日から適用する。

改正文（平成14年2月21日厚生労働省告示第30号）抄
平成14年3月1日から適用する。

改正文（平成18年2月1日厚生労働省告示第12号）抄
平成18年3月1日から適用する。ただし、平成23年2月28日までの間は、当該指定に係る精神病院の看護師その他の従業者の人員の基準については、この告示による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準第1号(3)の規定にかかわらず、当該精神病院の療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数（ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。）から減じた数を看護補助者とすることができる。）を満たすこととすることができる。

改正文（平成20年3月27日厚生労働省告示第131号）抄
平成20年4月1日から適用する。 _

改正文（平成30年3月22日厚生労働省告示第75号）
平成30年4月1日から適用する。